

平成 26 年 6 月 26 日

株 主 各 位

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 1 6 号  
関西電力株式会社  
取締役会長 森 詳 介

### 第 90 回定時株主総会決議ご通知

拝啓 株主のみなさまには、常日頃、格別のご高配を賜わり厚くお礼申しあげます。  
さて、本日開催の第 90 回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議  
されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

#### 記

#### 報 告 事 項

1. 平成 25 年度〔平成 25 年 4 月 1 日から  
平成 26 年 3 月 31 日まで〕事業報告の内容、連結計算書類  
の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告  
いたしました。
2. 平成 25 年度〔平成 25 年 4 月 1 日から  
平成 26 年 3 月 31 日まで〕計算書類の内容報告の件  
本件は上記計算書類の内容を報告いたしました。

#### 決 議 事 項

<会社提案（第 1 号議案から第 3 号議案まで）>

##### 第 1 号議案 剰余金の処分の件

本件は原案のとおり承認可決されました。

##### 第 2 号議案 定款の一部変更の件

本件は原案のとおり承認可決されました。

（変更内容は後記のとおりであります。）

##### 第 3 号議案 取締役全員任期満了につき 16 名選任の件

本件は森 詳介、八木 誠、生駒昌夫、豊松秀己、香川次朗、岩根茂樹、  
橋本徳昭、迎 陽一、土井義宏、岩谷全啓、八嶋康博、白井良平、井上礼之  
および辻井昭雄の各氏が再任され、新たに杉本 康および沖原隆宗の両氏が選  
任され、それぞれ就任いたしました。

なお、井上礼之、辻井昭雄および沖原隆宗の各氏は、社外取締役でありま  
す。

＜株主（36名）からのご提案（第4号議案から第10号議案まで）＞

第4号議案 定款一部変更の件（1）

本件は否決されました。

第5号議案 定款一部変更の件（2）

本件は否決されました。

第6号議案 定款一部変更の件（3）

本件は否決されました。

第7号議案 定款一部変更の件（4）

本件は否決されました。

第8号議案 定款一部変更の件（5）

本件は否決されました。

第9号議案 定款一部変更の件（6）

本件は否決されました。

第10号議案 定款一部変更の件（7）

本件は否決されました。

＜株主（129名）からのご提案（第11号議案から第17号議案まで）＞

第11号議案 剰余金処分の件

本件は否決されました。

第12号議案 取締役解任の件

本件は否決されました。

第13号議案 定款一部変更の件（1）

本件は否決されました。

第14号議案 定款一部変更の件（2）

本件は否決されました。

第15号議案 定款一部変更の件（3）

本件は否決されました。

第16号議案 定款一部変更の件（4）

本件は否決されました。

第17号議案 定款一部変更の件（5）

本件は否決されました。

＜株主（2名）からのご提案（第18号議案から第22号議案まで）＞

第18号議案 定款一部変更の件（1）

本件は否決されました。

第19号議案 定款一部変更の件（2）

本件は否決されました。

第20号議案 定款一部変更の件（3）

本件は否決されました。

第21号議案 定款一部変更の件（4）

本件は否決されました。

- 第 22 号議案 定款一部変更の件 (5)  
 本件は否決されました。  
 <株主 (1 名) からのご提案 (第 23 号議案から第 27 号議案まで) >
- 第 23 号議案 定款一部変更の件 (1)  
 本件は否決されました。
- 第 24 号議案 定款一部変更の件 (2)  
 本件は否決されました。
- 第 25 号議案 定款一部変更の件 (3)  
 本件は否決されました。
- 第 26 号議案 定款一部変更の件 (4)  
 本件は否決されました。
- 第 27 号議案 取締役 1 名選任の件  
 本件は否決されました。  
 <株主 (1 名) からのご提案 (第 28 号議案) >
- 第 28 号議案 定款一部変更の件  
 本件は否決されました。

以 上

定款の一部変更の内容は下記のとおりであります。

(下線は変更部分)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p style="text-align: center;">(第 1 項 現行どおり)</p> <p><u>2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">〈本項新設〉</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 39 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p style="text-align: center;">(第 1 項 現行どおり)</p> <p>2 本会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: right;">〈本項新設〉</p>